

岐阜県公報

第千九百二十一号
平成二十年二月十五日
(金曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 一一二
- 有害図書類の指定 (同) 一一三
- 道路の供用開始 (道路維持課) 一一三

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 一一二
- 公共測量の実施 (用地課) 一一三
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 一一三
- 指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 一一四

告示

岐阜県告示第百五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古田 善

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	シスターズ		アートポート
	アタルトピチオの作り方		トルネード・フィルム
	四十路の密つば ~ 男好きな肉体~		オーピー映画
	ふたりの妹 むしやぶり発情白書		オーピー映画
	アタルトピチオができるまで		トルネード・フィルム
	兄嫁の谷間 敏感色つばい		オーピー映画
	喪服妻と老人 昇天興義		新日本映画
	超いんらん やればやるほどいい気持ち		新東宝映画
	どれいちゃんことごしゅじんさまくん		トルネード・フィルム
	美しすぎる母		アスミック・エース
	霧焚 KAMATAKI		テイ・ジヨイ

新日本放送ニユース
喪服妻と老人 昇天興義

新日本放送

2 指定年月日

平成20年2月14日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六六号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一条第一項の規定により次のものを有書図書類として指定した。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	ピデオボーイ	2008. 3月号	株式会社
	夜遊び隊	2008. 3月号	株式会社
	チャンピオンロード	2008. 3月号	株式会社

2 指定年月日

平成20年2月14日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若しくは自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するの旨を示す。

なお、その関係図面は、平成二十年二月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日又は告示の日）
県道	公郷線 中之元	揖斐郡大野町大字公郷字十一ノ坪二二二七番地先から 同郡同町大字同字十ノ坪一九八九番地先まで	106.0	平成二〇・二・一五	平成二〇・四・一四

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 申請のあった年月日 平成二十年一月十一日
- 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グリーンウッドワーク協会
- 代表者の氏名 加藤 慎輔
- 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市松栄町二丁目一六番地
- 定款に記載された目的 この法人は、人力で生木を加工するグリーンウッドワークを新しいものづくりの手法と位置づけ、広く一般市民

木工をはじめとするものづくりに携わる人々、環境保護や教育に携わる人々、身体に障がいを持つ人々やそれらの人を支える人々などに対して、実演や技術指導などの事業を行い、市民の文化的生活上、自然環境の保全、子どもの健全な育成、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年一月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人福祉・法律・合同協会
- 三 代表者の氏名 森 博仙
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市加賀野四 一七 財団法人ソフトピアジャパンビル
- 五 定款に記載された目的 この法人は、一般消費者及び障害者、要介護者、貧困家庭等に対して主に法律に関する事業及び社会貢献に寄与する事業を目的とする。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（平成十九年度木曾川境界杭座標化測量）

三 作業期間

平成二十年一月二十四日から

同 年三月二十四日まで

四 作業地域

美濃加茂市、各務原市及び加茂郡坂祝町（木曾川右岸堤河川距離標五十二・〇キロポストから七十・四キロポスト地域、木曾川左岸堤河川距離標六十四・七キロポストから七十・四キロポスト地域、一色派川右岸堤防河川距離標〇・〇キロポストから〇・六キロポスト地域及び一色派川左岸堤防河川距離標〇・〇キロポストから〇・六キロポスト地域）

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称 本巢市
- 二 調査を行った地域 岐阜県本巢市大字仏生寺の一部（席田南部（天神））
- 三 調査を行った期間 昭和六十年年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称 岐阜県本巢市（大字仏生寺の一部）の地籍図 岐阜県本巢市（大字仏生寺の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日

平成二十年二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

八百津町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡八百津町大字八百津・久田見の一部（久田見（一））

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡八百津町（大字八百津・久田見の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡八百津町（大字八百津・久田見の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（神土 区域）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年二月十五日

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	所在地	診療科目	担当しよつとる医療の種類	自立支援医療の種類	年月日
道しるべ	瑞浪市一色町一	内科	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	平成二〇・二・一

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
いずみ調剤薬局	美濃市極楽寺五四	育成・更生	平成二〇・二・一
じゃいけ薬局	海津市平田町蛇池字屋敷中一四五二	同	同
水野薬局	土岐市泉町久尻四二一一	同	同

平成二十年二月十五日印刷
平成二十年二月十五日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）